

第 14 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事 業 報 告

連結計算書類

連結注記表

計 算 書 類

個 別 注 記 表

株主総会参考資料

SBI FinTech Solutions 株式会社

上記事項は、法令および当社定款第 21 条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.sbi-finsol.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

第14期

事業報告

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

SBI FinTech Solutions株式会社

(提供書面)

事業報告

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、一部に足踏み感がみられるものの、経済情勢は景気が緩やかに回復しており、インバウンド需要の拡大や賃金上昇に伴う雇用・所得環境の改善により内需の回復が見られました。その一方で、円安の進行による各種原材料やエネルギー価格の高騰、賃金・物流費等様々なコストの上昇により、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業領域の一つである消費者向け電子商取引市場においては、旅行や飲食、チケット販売等引き続き高い伸びを見せたサービス系分野を中心にコロナ前の水準を上回り、経済産業省によるとB2C-EC市場規模は前年比9.23%増の約24.8兆円(2023年度)と堅調に推移しました。一方で、クレジットカード不正利用被害額が2024年度で555億円超と前年比微増ながら過去最高額を記録し(JCA:日本クレジット協会発表)、業界をあげての対策が急務となっています。約92.5%が「番号の盗用」による被害であることから、国内カード会社8社等を中心とした業界団体で、フィッシングサイトを閉鎖する取り組みの開始とともに、経済産業省はカード利用時の本人確認を強化する対策として有効な手段であるEMV3-Dセキュアの導入を、2025年3月を目途に国内すべてのEC加盟店に対して義務付ける方針を示しており、浸透につれ一定の不正抑止効果が期待されています。当社は安心・安全なクレジットカード取引の推進のため、業界の先頭を切って検討を開始し、今後も積極的にセキュリティ強化に向けた対応を推進していく予定です。

こうした状況下において、当社グループは「総合FinTechソリューション企業」として、従来金融機関では提供できない領域に対する様々なニーズに、FinTech技術を活用した顧客便益の高いソリューションで応え、かつSBIグループで推進する「地方創生を地銀との連携を通して実現する」というビジョンの下、中小企業を主たる対象とした積極的な営業活動や代理店強化により顧客基盤の拡大を目指し、中長期的視点に立った事業全般にわたる競争力の強化のための施策を推し進めてきました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、収益5,056,544千円(前期比88.8%)、売上総利益3,151,172千円(前期比84.6%)、税引前当期利益136,878千円(前期は税引前当期損失101,676千円)、当期利益21,702千円(前期比260.0%)、親会社の所有者に帰属する当期利益21,702千円(前期比416.5%)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

① 決済サービス事業

決済サービス事業におきましては、EC事業者向けの決済サービス(クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy決済、口座振替決済、銀行振込決済、キャリア決済、電子マネー決済、あと払い決済等)、店舗向け端末決済サービス等の開発と販売に関する事業が属しております。すべてネットで完結する利便性の高いサービス提供のための環境構築等や新サービス・機能開発等への投資も継続的に行い、また主要ECカートベンダー連携等代理店施策のさらなる強化や業種別に特化した決済サービスの展開、BtoB領域のクレジットカード決済促進等、新たな顧客層の開拓も積極的に行いました。また昨今の資金需要の高まりを受け、ファクタリ

ングを中心としたフィナンシャルソリューションの提供により、調剤薬局等の調剤報酬債権の買取のみならず、バックオフィス SaaS サービスにファクタリング機能を付帯し、サービス提供の裾野をさらに拡大いたしました。一方、決済系の新たなサービス開発におけるシステム外注費やマーケティング費用及び人材への先行投資等を継続しております。

また、収益性の高い事業分野への投資を加速し、市場競争力の強化と持続可能な成長を実現するための基盤を整えるため、当連結会計年度において減損損失を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度における収益は 3,191,751 千円（前期比 86.4%）、営業損失は 479,202 千円（前期は営業損失 129,233 千円）となりました。

② バックオフィス SaaS 事業

バックオフィス SaaS 事業におきましては、SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社が提供する、企業の「バックオフィス支援系クラウドサービス」をはじめ、企業の経理や総務・労務システム等のバックオフィス業務を支援する様々なサービスが属しております。

当事業におきましては、各種クラウドサービスの中でも特に請求書管理システム・経費精算システムにおける直販強化に加え、地方銀行を始めとした全国の地域金融機関や税理士・会計システムベンダー等をパートナーとした、積極的な販路拡大に努めております。また、経理業界における大きな転換点となる 2 大法改正の「インボイス制度」の開始や、「改正電子帳簿保存法」の本格施行等に伴い、新規顧客獲得のための積極的なマーケティング施策や開発投資等を継続しております。

また、持分法適用関連会社であった株式会社ブロードバンドセキュリティの全株式を 2025 年 1 月に譲渡いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における収益は 1,215,736 千円（前期比 101.8%）、営業利益 995,592 千円（前期比 1,060.8%）となりました。

③ 国際送金事業

国際送金事業におきましては、当社の子会社である韓国の SBI Cosmoney Co., Ltd. による「国際送金サービス」が属しております。

当事業におきましては、前年度に比べ外国人労働者の入国者数が想定を下回ったことや、政治混乱によるウォンレートの持続的低下といった事業環境悪化の影響もあり、国際送金における新規会員獲得や送金金額は若干弱含みで推移いたしました。一方、タイおよびミャンマーといった新規送金仕向国の追加や、送金パートナーとの仕入条件交渉、またアプリの充実に向けた施策や投資等も継続しております。

以上の結果、当連結会計年度における収益は 649,057 千円（前期比 80.9%）、営業利益は 112,942 千円（前期比 41.4%）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

2025年2月26日に無担保社債を発行いたしました。

当事業年度末日における社債の発行条件の要約は、以下のとおりであります。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	償還期限
SBI FinTech Solutions 株式会社	第1回無担保社債 (株式会社清水銀行 保証付及び適格機 関投資家限定)	2020年3月25日	1,000,000千円	2027年3月25日
SBI FinTech Solutions 株式会社	第1回無担保社債 (株式会社筑波銀行 保証付及び適格機 関投資家限定)	2020年6月25日	500,000千円	2025年6月25日
SBI FinTech Solutions 株式会社	第2回無担保社債 (株式会社清水銀行 保証付及び適格機 関投資家限定)	2020年9月25日	1,000,000千円	2027年9月25日
SBI FinTech Solutions 株式会社	第1回無担保社債 (株式会社東和銀行 社債権者適格機関 投資家限定)	2021年3月31日	500,000千円	2026年3月31日
SBI FinTech Solutions 株式会社	第1回無担保社債 (株式会社愛媛銀行 保証付、分割譲渡 制限特約付)	2021年9月29日	1,000,000千円	2026年9月29日
SBI FinTech Solutions 株式会社	第2回無担保社債 (固定利付債)	2023年6月25日	2,000,000千円	2025年6月25日
SBI FinTech Solutions 株式会社	第3回無担保社債 (社債間限定同順位 特約付・適格機関 投資家限定)	2023年9月25日	700,000千円	2025年9月25日
SBI FinTech Solutions 株式会社	第2回無担保社債 (株式会社千葉興業 銀行保証付及び適 格機関投資家限定)	2023年9月28日	500,000千円	2028年9月28日
SBI FinTech Solutions 株式会社	第1回無担保社債 (株式会社徳島大正 銀行保証付及び適 格機関投資家限定)	2025年2月26日	200,000千円	2027年2月26日

② 設備投資の状況

当期において重要な設備投資はございません。

(3) 企業集団の各事業年度の財産及び損益の状況

	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期 (当連結 会計年度)
収益(百万円)	5,543	5,401	5,692	5,056
税引前当期利益又は当期損失(△)(百万円)	234	445	△101	136
当期利益又は当期損失(△)(百万円)	△223	361	8	21
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失(△)(百万円)	△537	359	5	21
1株当たり当期利益又は当期損失(△)(円)	△9.82	15.60	0.23	0.94
総資産(百万円)	43,332	47,799	44,269	33,796
純資産(百万円)	4,802	4,788	4,452	4,339
自己資本比率(%)	11.08	10.02	10.06	12.84

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要事業領域の一つである電子商取引市場は、コロナ禍において、お取り寄せやフードデリバリーサービス等ネットでの通販を利用する層が一定数定着し、食料品や飲料・酒類、またオンライン教育関連等、一部のBtoC加盟店では売上を伸ばしております。また卸販売等の企業間取引を行う事業者を中心に、オンラインで決済を行うBtoB加盟店も着実に増加しております。

一方で、EC市場の伸びを上回る勢いで不正利用被害が急拡大しており、JCA（日本クレジット協会）は昨年1年間のクレジットカードの不正利用による被害額が前年比微増には留まったものの555億円と過去最悪となったとする調査結果を発表しました。年々巧妙化するフィッシング詐欺によるカード情報の盗用や、不正アクセスによる情報漏洩等に対し、業界をあげての対応が急務となっています。また複数のコンピュータやネットワーク機器を悪用し、標的となるサーバーやネットワークに過剰な負荷をかけてサービスを妨害するDDos攻撃（Distributed Denial of Service attack）等のサイバー攻撃も、AIの発達により身近な脅威へと変わってきています。このような中、当社グループは主要事業である非対面決済サービス事業の強化・拡充を着実に実行しつつ、法改正等で裾野が急拡大しているクラウドサービスを展開するSBIビジネス・ソリューションズ株式会社との連携で中小企業向けのサービス開発を強化し、事業領域の拡大をグループ一丸となって強力に推し進め、業績の拡大を目指してまいります。また、サイバー攻撃対策を含むシステム運用の安定化、不正利用対策を中心としたリスク管理の強化に重点をおき、コスト削減、組織体制・人事制度等の改革、人材の確保・育成を図りながら、持続的な成長と収益性を確保できる経営基盤を構築するため、以下の課題に鋭意取り組んでまいります。

① 新サービスの開発と収益の多様化

当社では、決済システムを自社開発している強みを活かし、また法改正等で一層需要の高まりを見せているバックオフィス系のクラウドサービスとの連携を強化しております。一例として、SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社とともに決済サービスとシナジー効果の高い請求書発行システム「請求 QUICK」を 2022 年 3 月にローンチし、クレジットカード請求機能の「クレカ QUICK」を標準搭載するとともに、オンラインファクタリングの「入金 QUICK」も 2022 年 6 月に提供を開始いたしました。また 2023 年 9 月にはインボイス制度や改正電子帳簿保存法に対応した「請求書の受取」機能の標準搭載、及び 2024 年 2 月には会計ソフトへの連携が容易になる「仕訳出力」機能も搭載いたしました。「請求 QUICK」はグループシナジーを顕著に発揮できるプラットフォームであり、今後も新たなサービスのローンチや機能開発を拡充し、さらなる顧客利便性の追求と付加価値の高いサービス提供を目指してまいります。また継続的な成長市場である BtoB 領域においては、企業間取引に特化したクレジットカード決済「Biz クレカ」や、銀行振込決済の手間を削減できる「Biz 入金消込」等 BtoB 専用決済サービスについても、新規顧客獲得数（課金加盟店数）を最重要経営指標と定め、これまでの顧客対応のノウハウは活かしつつ、自動化・省力化・どこよりも低価格等明確な顧客メリットを Web でわかりやすく訴求することで、新たな顧客層の開拓にも注力しております。

② システム安定運用・運用業務改善によるコスト削減

当社データセンターで処理するデータ量は年々増加しており、当社グループの決済サービスではリアルタイム処理が求められることから、サイバー攻撃対策を含むシステムの安定運用は極めて重要な課題であると認識しております。そのような中、「システムの安定運用」と「業務改善によるコスト削減」を同時に実現可能な社内体制を構築すべく、運用・管理業務の継続的な改善に取り組んでまいります。

③ 情報セキュリティ体制の継続的な強化

当社グループが営む決済サービス事業では、クレジットカード情報等の重要情報を保有・管理しているため、創業時より「安全・安心」を第一に考えた決済システムの構築とサービス提供に取り組み、日々あらゆる側面からセキュリティレベルの維持・検証を徹底し、改善を実施しております。代表的なものとしては、業界に先駆けてのプライバシーマーク取得、さらには ISO/IEC27001 (ISMS) 及び PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の認証を取得・維持しております。また、情報セキュリティ対策は「人的セキュリティ」を基本として成り立っているという考えから、社員一人一人に徹底した教育・研修を実施し、人為的事故の予防等に取り組んでおります。今後も、これまでに築いてきた信頼の維持・向上に努めてまいります。

④ 業務提携・M&A等の推進

グループは、「選択と集中」による経営リソースの最適配分のため、常に事業ポートフォリオの見直しを図っております。グループシナジーを意識し、常に顧客ニーズに対して最適でスピーディーかつ包括的なソリューションの提示と新たな事業領域への進出に向け、他企業との業務提携やM&A等も視野に、企業価値向上を目指してまいります。事業法人向けのサービスを提供する決済サービス事業とバックオフィス系クラウドサービスを中心とした企業支援サービス事業に経営資源を集中する体制を整え、それぞれの事業で重要な顧客獲得の流入経路となる複数の有力代理店と業務提携契約を締結し、事業の拡大を図っております。

(5) 主要な事業内容

当社は、グループ会社である株式会社ゼウス、株式会社AXES Payment及び他の子会社の管理と業務の一部を受託することを主要業務としております。当社グループが営む決済サービス事業では、主に包括代理加盟契約を締結する加盟店に向けて、クレジットカード決済をはじめ、コンビニ決済、Pay-easy 決済、口座振替決済、銀行振込決済、キャリア決済、電子マネー決済、あと払い決済等の多彩な決済方法を提供しております。また、決済サービス事業の主力である非対面決済サービス事業とシナジー効果の高い、ファクタリング事業を主体とするフィナンシャルソリューションサービスも提供し、実績を積み上げております。当社の子会社のSBI ビジネス・ソリューションズ株式会社は「バックオフィス SaaS」等のクラウドサービスを提供しており、同じく子会社の SBI Cosmoney Co.,Ltd. は、主に在韓外国人向けに国際送金サービスを提供しております。

(6) 企業集団の主要な事業所及び従業員の状況

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社ゼウス	東京都渋谷区
株式会社AXES Payment	東京都渋谷区
SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社	東京都港区
SBI FinTech Solutions Korea Co.,Ltd.	韓国ソウル特別市
SBI Cosmoney Co.,Ltd.	韓国ソウル特別市

企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前年比	平均年齢	平均勤続年数
男 性	98名	21名減	41歳0カ月	8年0カ月
女 性	110名	15名減	40歳0カ月	8年10カ月
合 計	208名	36名減	40歳06カ月	8年05カ月

(注) 上記使用人数には、契約社員・出向社員を含んでおり、外部への出向社員及び派遣社員、パートタイマーは含んでおりません。又、平均勤続年数は、グループ会社における所属期間を含んでおります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の株式のうち 89.99%は、SBI ホールディングス株式会社並びに SBI ホールディングス株式会社の完全子会社である SBI フィナンシャルサービシーズ株式会社がその持分を全て所有している SBIFS 合同会社により保有されております。

② 子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
株式会社ゼウス	100%	決済代行サービス
株式会社 AXES Payment	100%	決済代行サービス及びデータ処理サービス
AXES USA Inc.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
AXES Solutions Pte. Ltd.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
AXES Netherlands B.V.	100%	海外カード会社の決済資金の振替
SBI FinTech Solutions Korea Co., Ltd.	100%	IR 活動支援及び営業活動支援
AXES Hong Kong LIMITED	100%	海外カード会社の決済資金の振替
SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社	100%	バックオフィス支援サービスの提供
SBI Cosmoney Co., Ltd.	100%	韓国における国際送金業

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はございません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株式会社横浜銀行	1,000 百万円
株式会社千葉興業銀行	1,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	905 百万円
株式会社三十三銀行	700 百万円
株式会社福島銀行	500 百万円
株式会社福邦銀行	500 百万円
株式会社きらやか銀行	500 百万円

(9) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対する継続的かつ安定的な利益還元を経営の重要課題と位置づけて、業績や経営環境等を総合的に勘案した上で、剰余金の配当を実施することを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、その他毎年9月30日を基準日とする中間配当、別途基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めています。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当、中間配当、別途定めた基準日に基づく配当すべてにおいて取締役会であります。

当事業年度については、2025年5月29日の取締役会にて、業績や経営環境等を勘案した上で無配となることについて承認を予定しております。

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 42,800,000 株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 24,052,540 株（自己株式 1,082,618 株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 1 名
- (4) 当事業年度末の預託証券保有者数 3,124 名

当社株式については、韓国 KOSDAQ 市場上場に際し、全ての発行済株式を韓国証券預託院（以下「KSD」）に預託し、これを裏付けに発行された預託証券（以下「KDR」）をもって上場するという手続を踏んでおります。このため、当事業年度末における株主数は 1 名となりますが、便宜上、以下では KDR 保有者を株主として記載しております。

(5) KDR の主要な保有者 (全 3,124 中、上位 10 名)

	氏名又は名称	住所	株数(株)	割合(%)
1	SBI ホールディングス株式会社	東京都港区六本木 1 丁目 6-1	17,853,131	77.72%
2	SBIFS 合同会社	東京都港区六本木 1 丁目 6-1	2,819,149	12.27%
3	HANYANG SECURITIES CO., LTD.	7, Gukjegeumyung-ro 6-gil, Yeongdeungpo-gu, Seoul, Republic of Korea	134,308	0.58%
4	Kim Tae Eun	Pyeongchang 40-gil, Jongno-gu, Seoul, Republic of Korea	69,984	0.30%
5	Kee Younsea	17, Gobong-ro 278beon-gil, Ilsandong-gu, Goyang-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	68,250	0.30%
6	Song Wonhun	Pyeongchang 11-gil, Jongno-gu, Seoul, Republic of Korea	46,800	0.20%
7	Han Jojeong	248, Ichon-ro, Yongsan-gu, Seoul, Republic of Korea	40,183	0.17%
8	Kang Byeonggyu	39, Gobun-ro 235beon-gil, Yeonje-gu, Busan, Republic of Korea	39,730	0.17%
9	Kim Jongju	174, Hanggaui-ro, Sangnok-gu, Ansan-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	38,991	0.17%
10	Shin Hwakyung	864, Dongtangiheung-ro, Giheung-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	37,485	0.16%

(注) 当社普通株式は、KSD によって 100% 保有されており、上記は、KSD が当社普通株式を裏付資産として発行した KDR の保有者（当社普通株式の実質的保有者）の状況について記載しております。なお、持株比率は自己株式(1,082,618 株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	利害関係の有無
代表取締役	金子 雄一	当社代表取締役 株式会社ゼウス代表取締役	—
取締役	知念 哲也	IT・業務管理・リスクマネジメント・総務 人事担当 株式会社 AXES Payment 代表取締役 AXES Solutions Pte. Ltd. 取締役 AXES USA Inc. 取締役 AXES Netherlands B.V. 取締役	—
取締役	阿部 純一郎	経営企画・財務・計数管理担当 株式会社ゼウス取締役 AXES Solutions Pte. Ltd. 取締役 AXES USA Inc. 取締役 AXES Netherland B.V. 取締役 AXES Hong Kong LIMITED 取締役 SBI Cosmoney Co., Ltd. 監査役	—
取締役	崔 世泳	IR 担当 SBI FinTech Solutions Korea Co., Ltd. 代表理事 SBI Cosmoney Co., Ltd. 取締役	—
社外取締役	堤 広太	堤広太公認会計士事務所所長	当社との間に特別な 利害関係はありません。
社外取締役	坂本 朋博	坂朋法律事務所所長	当社との間に特別な 利害関係はありません。
常勤監査役	諸藤 宏樹	—	—
社外監査役	林 理恵子	林理恵子税理士事務所所長	当社との間に特別な 利害関係はありません。
社外監査役	堀 暢夫	株式会社プロウス・アドバイザーサービス 代表取締役	当社との間に特別な 利害関係はありません。
社外監査役	有馬 義憲	株式会社 Adxilia Consulting 代表取締役 株式会社日本オーエー研究所 社外監査役	当社との間に特別な 利害関係はありません。

(注) 1. 常勤監査役諸藤宏樹氏は長期にわたり大手都市銀行における勤務経験を有しております。また、監査役林理恵子氏は税理士、堀暢夫氏及び有馬義憲氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、いずれの監査役も財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と

の間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び重要な使用人であり、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (2 名)	61 百万円 (7 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	14 百万円 (8 百万円)
合 計 (うち社外役員)	10 名 (5 名)	75 百万円 (15 百万円)

(注) 当社の取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)は 2011 年 3 月 28 日開催の種類株主総会にて定めた通り年額 216 百万円であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6 名(うち社外取締役 0 名)であります。具体的な報酬配分については 2024 年 6 月 25 日開催の取締役会決議において代表取締役金子雄一に一任しております。

また、監査役報酬限度額は 2017 年 6 月 22 日開催の定時株主総会にて定めた通り年額 30 百万円であり、具体的な報酬配分については 2024 年 6 月 25 日開催の監査役会において常勤監査役に一任しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
社 外 取 締 役	堤 広 太	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 17 回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
社 外 取 締 役	坂 本 朋 博	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 17 回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、弁護士及び公認会計士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
社 外 監 査 役	林 理 恵 子	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 17 回、また監査役会 14 回のうち 14 回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、税理士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
社 外 監 査 役	堀 暢 夫	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 17 回、また監査役会 14 回のうち 14 回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士及び税理士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。
社 外 監 査 役	有 馬 義 憲	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 17 回、また監査役会 14 回のうち 14 回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、公認会計士及び税理士としての豊富な経験から、当社の事業について大所高所からの有益なご意見をいただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款に会社法第 427 条第 1 項の定めに従い、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めており、有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分発揮できるように、現行定款に準じた責任限定契約を社外取締役及び社外監査役との間に締結しております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	61.3 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	67.5 百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の前事業年度における職務遂行状況と監査結果、並びに、当事業年度の監査計画、及び、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は会計監査人に対して、会計監査人としての報酬等の他、国外で開示される連結計算書類、計算書類の証明業務に係る報酬 6.2 百万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生等により、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容の概要

内部統制システム構築に関する基本方針について以下のとおり体制等を整備する。

(1) 取締役の職務執行の法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会を原則月1回、また必要に応じて随時開催し、経営上の重要な業務執行に関する意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
- ② 「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款を誠実に遵守して業務を遂行することが取締役の責務であることを明示する。
- ③ 「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設けると共に、場合によっては調査委員会を設置することによって取締役のコンプライアンスに反する行為等の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益を被らないよう通報者の保護を目的とする規定を「就業規則」及び「内部通報規程」に設ける。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき、定められた管理部門が部門長の責任のもと保存・管理する。
- ② 取締役の業務執行に係る各種情報に関して、上記規程に基づき定められた管理部門が部門長の責任のもと保存・管理し、管理方法として年1回以上、情報資産(紙・電子ファイル)台帳の作成を行い各部門長の承認の上、保有資産として確定し、管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に従い各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努める。
- ② リスク管理の責任者としてリスク管理担当役員を選任するとともに、リスク管理主管部署としてコンプライアンス・リスク管理部を設置する。
- ③ 各事業部門は、自部門のリスクをコンプライアンス・リスク管理部に報告する。また、事故・障害・損失等が発生した場合には、自らその解決にあたると同時に、所定の方法でコンプライアンス・リスク管理部に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営上の重要事項について事前の審議・検討・調整を行うため、代表取締役が指名する取締役及び従業員が出席する会議を開催し、当該会議において当該事業運営上の重要事項について審議・検討・調整した結果を取締役会に上程する。
- ② 取締役会は、代表取締役及び取締役の業務委嘱、業務担当等を定め、代表取締役及び取締役は、これに基づき業務の執行にあたる。
- ③ 取締役及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める「業務分掌規程」及び「決裁権限規程」を整備する。
- ④ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定時には月に1回、臨時には必要に応じて開催される。「取締役会規程」の改廃は取締役会決議により行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「就業規則」、「コンプライアンス規程」等の整備に加え、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、従業員に対する教育や研修等を行う。
- ② 「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設けると共に、場合によっては調査委員会を設置することによってコンプライアンスに反する行為等の早期発見と是正を図る。また、通報

者が不利益を被らないよう通報者の保護を目的とした項目を「就業規則」及び「内部通報規程」に設ける。

③ 内部監査室による監査を実施する。

(6) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の事業計画や実績を把握し、経営状態を総括的に管理評価するために、グループ会社と定期的に会議を行い、緊密な情報連携を図る。
- ② グループ会社の規程類を、当社に準じたものとする事で、グループ内業務の適正と効率を図る。
- ③ グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役、監査役をグループ各社の取締役、監査役にも充てると共に、適宜、当社の内部監査室による監査を実施する。
- ④ グループ会社の株主総会に関する議決権については、グループ全体の利益を考慮しそれに沿う形で行使する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人(以下「補助使用人」)に関する事項

監査役の求めに応じて必要なスタッフを適宜置き、また、内部監査室とも連携し、監査役の職務遂行に資する体制とする。

(8) 補助使用人の取締役からの独立性及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性を確保する体制とする。
- ② 補助使用人の人事及び評価に関する事項については監査役の意見を尊重する。

(9) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、監査役が出席する取締役会において、監査役に報告すべき事項について報告する。
- ② 監査役が、重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることができる体制とする。監査役に対し報告を行った使用人に対して不利な取り扱いは行わない。

(10) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループが監査役の職務執行上必要と認める、監査役が支出した費用について、監査役の償還請求に応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門は、監査役と月に一度、定期的に行われる会議にて、内部監査に係る進捗や社内的重要事項について報告及び意見交換を行い、監査役監査の実効性を高める。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは上記、内部統制システム構築に関する基本方針に掲げた体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(1) コンプライアンスに対する取組み

一年のサイクルの中で、コンプライアンスに係る点検を下記項目の通り実施し取締役への報告を行っております。

- ・コンプライアンスプログラム(年間計画)の作成
- ・コンプライアンス セルフアセスメント(自主点検)の実施及びレポートの作成(半期ごと)
- ・コンプライアンス改善計画対応状況報告対象項目がある場合(半期ごと)

(2) 情報の保存及び管理について

IT 戦略部情報セキュリティ推進課のコントロールの下、各部門にて情報資産の棚卸を行い、法令で定められた文書その他重要な意思決定に係る文書が「文書管理規程」及び「文書保存期間一覧表」に基づき、正しく管理されていることを確認しております。

(3) 損失の危険の管理及び効率的な取締役の業務執行について

代表取締役は各担当役職員と共に個別会議体に参加し、リスク及び効率的な業務執行の為の情報共有を実施し、対策及び施策等を検討しております。

また、取締役会は月 1 回以上開催されており、取締役は上記会議体による検討も踏まえた上で、迅速な意思決定をしております。尚、監査役は取締役会に参加し適切な監査の体制を取っております。この他、取締役会開催時には月次業績の報告を実施する事で、経営上の重要な業務執行方針についても検討がなされております。

(4) 反社会的勢力排除について

反社会的勢力との関係遮断のため、取引等を開始する前に当該法人又は個人に対する事前スクリーニングを実施しております。

入社時のコンプライアンス研修にて当該項目について周知するとともに、全役職員に対して定期的に当該項目に関する教育を実施しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われている事について

監査役は内部監査室との連携のため日常的に情報交換を行うほか、毎月定例にて会議を実施しております。当該連携会議を行う事で、実効的な監査役監査の為の基礎資料とし、合わせて、監査役と内部監査室の間で実効的な監査やリスク管理等についての検討及び情報共有を行っております。

事業報告 附属明細書

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

事業報告に記載のとおり

第14期

連 結 計 算 書 類

自	2024年4月1日
至	2025年3月31日

SBI FinTech Solutions株式会社

連結財政状態計算書
(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,366,168	流動負債	25,811,347
現金及び預金	23,894,677	借入金	5,999,214
棚卸資産	2,420	社債	3,539,972
売上債権及びその他の債権	442,477	仕入債務及びその他の債務	15,267,364
買取債権	1,118,678	未払法人所得税	236,036
未収還付法人所得税	12,634	引当金－短期	102,961
その他の金融資産	414,942	その他の金融負債	303,202
その他の流動資産	480,340	その他の流動負債	362,598
		非流動負債	3,645,377
		借入金	884,641
		社債	2,506,073
		引当金－長期	145,565
		その他の金融負債	109,098
非流動資産	7,430,480	負債合計	29,456,724
有形固定資産－純額	572,715	(資本の部)	
無形資産	5,541,362	株主資本	4,339,924
買取債権	28,713	資本金	1,454,101
繰延税金資産	778,841	資本剰余金	1,001,346
その他の金融資産	492,538	利益剰余金	2,260,773
その他の非流動資産	16,311	自己株式	△ 362,227
		累積その他の包括利益	△ 14,069
		親会社の所有者に帰属する持分合計	4,339,924
		資本合計	4,339,924
資産合計	33,796,648	負債・資本合計	33,796,648

連結包括利益計算書
(自2024年 4月 1日 至2025年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
収益	5,056,544
売上原価	△ 1,905,372
売上総利益	3,151,172
販売費	△ 1,378,423
管理費	△ 2,248,165
その他の収益・費用	789,516
営業利益	314,100
金融収益	23,765
為替差益	△ 32,677
財務費用	△ 175,704
持分法による投資利益	7,394
税引前当期利益	136,878
法人所得税	△ 115,176
当期利益	21,702
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 金融資産の純変動	△ 11,342
確定給付制度の再測定	△ 3,650
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
為替換算調整勘定	△ 82,606
税引後その他の包括利益合計	△ 97,598
当期包括利益	△ 75,896
当期利益の帰属	
親会社の所有者	21,702
当期利益	21,702
当期包括利益の帰属	
親会社の所有者	△ 75,896
当期包括利益	△ 75,896

連結持分変動計算書
(自2024年 4月 1日 至2025年3月 31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	
					繰越利益剰余金	
期首残高	1,454,101	1,315,302	△ 313,956	1,001,346	2,239,071	△ 325,660
当期変動額						
当期利益					21,702	
自己株式の取得						△ 36,567
株主資本以外の項目の当期変動額						
当期変動額合計	-	-	-	-	21,702	△ 36,567
当期末残高	1,454,101	1,315,302	△ 313,956	1,001,346	2,260,773	△ 362,227

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	累積その他の包括利益				親会社の所有者 に帰属する持分 合計	
	その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産の純変 動	確定給付制度の 再測定	為替換算調整勘 定	累積その他の包 括利益合計		
期首残高	28, 118	-	55, 411	83, 529	4, 452, 387	4, 452, 387
当期変動額						
当期利益				-	21, 702	21, 702
自己株式の取得					△ 36, 567	△ 36, 567
株主資本以外の項目 の当期変動額	△ 11, 342	△ 3, 650	△ 82, 606	△ 97, 598	△ 97, 598	△ 97, 598
当期変動額合計	△ 11, 342	△ 3, 650	△ 82, 606	△ 97, 598	△ 112, 463	△ 112, 463
当期末残高	16, 776	△ 3, 650	△ 27, 195	△ 14, 069	4, 339, 924	4, 339, 924

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は会社計算規則第120条第1項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は9社であります。

主要な連結子会社は、株式会社ゼウス、株式会社AXES Payment、SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社、SBI Cosmoney Co., Ltd. であります。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度においては、持分法適用関連会社であった株式会社ブロードバンドセキュリティの全株式を譲渡しているため、該当する会社はありません。

(4) 持分法適用会社の決算日等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 金融商品

(i) 当初認識及び当初測定

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約条項の当事者になった場合に認識されます。

金融資産の通常の方法による売買は、すべて取引日基準で認識及び認識の中止を行います。売上債権及びその他の債権、仕入債務及びその他の債務については、これらの発生日に当初認識しております。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則又は慣行により一般に定められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

金融資産及び金融負債は公正価値で当初測定されます。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTPLの金融資産）及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（以下、FVTPLの金融負債）を除き、金融資産及び金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、当初認識時において、適切に金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算されます。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、直ちに純損益に認識されます。

売買目的以外で保有する資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTOCIの金融資産）として指定しております。

(ii) 相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが認識している金額を相殺する法的権利を有し、純額で決済する場合、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(iii) 非デリバティブ金融資産

金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「FVTPL の金融資産」又は「FVTOCI の金融資産」に当初認識時に分類されます。

1) 償却原価で測定される金融資産

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産は実効金利法を使用し減損損失控除後の償却原価で、事後測定されます。

2) FVTPL の金融資産

償却原価で事後測定されるもの以外の金融資産は純損益において公正価値のすべての変動が認識され、公正価値で事後測定されます。

3) FVTOCI の金融資産

当社グループは当初認識時点に、売買目的のために保有されていない資本性金融商品のうち、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。この指定は取り消すことができません。当該金融商品の公正価値の変動はその他の包括利益に計上され、純損益に組替調整されません。ただし、このような投資から獲得した配当は、当該配当が明らかに投資原価の回収を示しているものでなければ純損益において認識されます。このような投資の認識を中止した場合、又は、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額は直接利益剰余金に振り替え、純損益で認識されません。

(iv) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物とは、現金及び容易に一定の金額に現金化が可能な流動性の高い金融資産であり、預入時点から満期日までが3ヶ月以内の短期定期預金を含んでおります。

(v) 非デリバティブ金融負債

金融負債には、短期借入金、仕入債務及びその他の債務及び長期借入金等があり、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

(vi) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転し、かつ、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利及び義務については、別個の資産又は負債として認識しております。

(vii) 公正価値測定

当社グループは、金融資産又は金融負債に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産又は金融負債に関する市場が活発でない場合、当社グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融資産又は金融負債の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析が含まれます。市場参加者が金融資産又は金融負債の価格決定のために用いている評価技法があり、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法の妥当性を確保するために、当社グループは、定期的に観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、有効性を検証しております。

(viii) 金融資産の減損

当社グループは、IFRS 第9号の適用により、償却原価で測定する金融資産等の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

原則として、取引先の属性に応じて営業債権等をグルーピングした上で、過去の貸倒実績率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等を考慮して集散的に予想信用損失を測定しています。

一定の日数が経過し延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しています。

なお、上記にかかわらず、重要な金融要素を含んでいない金融資産については、簡便的に過去の信用損失の実績等に基づいて全期間の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を設定しています。

(ix) デリバティブ金融商品

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約を利用しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。デリバティブの公正価値変動額は連結包括利益計算書において為替差損益に含めて表示しております。

(x) 資本

1) 普通株式

当社が発行した普通株式は資本として分類しております。普通株式の発行に直接関連する費用は、税効果考慮後の金額を資本の控除項目として認識しております。

2) 自己株式

自己株式を取得した場合は、税効果考慮後の直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。棚卸資産の原価は、先入先出法で決定します。正味実現可能価額は、棚卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額を示しています。

棚卸資産を評価減する原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化により正味実現可能価額の増加が明らかである場合には、評価減の戻入を行っております。戻入後の帳簿価額は取得原価と新たな正味実現可能価額とのいずれか低い方の額で認識しております。評価減の戻入額は純損益として認識しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却方法

(i) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の測定に「原価モデル」を採用しております。

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除した額で表示しております。

当社グループの主な有形固定資産は、見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。有形固定資産の残存価値と耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度終了日ごとに見直し、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来にわたって適用しております。

区分	見積耐用年数	償却方法
建物附属設備	5～15年	定額法
工具器具及び備品	3～20年	定額法
使用権資産	2～4年	定額法

有形固定資産の廃棄及び処分によって発生する利益や損失は売却代金と帳簿価額の差異により測定し、これを純損益として認識しております。

(ii) 無形資産

当社グループは、無形資産の測定に「原価モデル」を採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

(b) 無形資産の償却

無形資産は見積耐用年数にわたって定額法で償却しており、見積耐用年数は以下のとおりであります。

区分	見積耐用年数	償却方法
ソフトウェア	5～7年	定額法

耐用年数を確定できる無形資産の残存価値と耐用年数及び償却方法は、連結会計年度終了日ごとに見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

なお、当社グループは耐用年数を決定することができない無形資産を保有しておりません。

(c) 無形資産の認識の中止

無形資産は処分時点、又は利用や処分から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。無形資産の認識の中止によって発生する利得や損失は正味処分収入と帳簿価額の差額により測定し、その利得や損失は資産の認識を中止した連結会計年度に損益として認識しております。

④ 重要な引当金の計上基準

引当金は過去の事象から生じた法的債務又は推定的債務として、当該債務を履行する可能性が高く、その債務の履行に係る金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

引当金として認識する金額は関連する事象と状況についての不可避なリスクと不確実性を考慮した上での現在の債務の履行に係る支出の連結会計年度終了日現在の最善の見積値であり、現在の債務を履行するために予想される将来キャッシュ・フローを用いて測定し、引当金の帳簿価額は当該キャッシュ・フローの現在価値であります(貨幣の時間価値が重要な場合)。

引当金の決済に必要な支出額の一部又は全部を第三者が返済することが予想される場合、債務の履行時点で第三者が返済することがほぼ確実であり、当該金額を信頼性をもって測定できる場合に限って当該返済額を資産として認識します。

⑤ 収益の認識

(i) 役務の提供

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

当社グループは、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS 第 15 号の明確化」(以下「IFRS 第 15 号」という。)を適用しており、IFRS 第 9 号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:履行義務の充足時に収益を認識する

1) 決済サービス事業

決済サービス事業においては、主にクレジットカード決済等、決済手段に関連するサービスを提供しております。主に資金決済を通じて得られる決済手数料、月次利用料、処理手数料及び初期導入手数料を得ています。決済手数料に関しては、クレジットカード会社から EC 事業者を支払う決済資金を回収し、その決済資金が支払われた時点で決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点で決済金額に一定の料率を乗じた手数料収益を計上しております。また、月次利用料等については、EC 事業者に対し、決済サービスを利用させる履行義務は時の経過に基づき充足されると考えるため、契約期間にわたって収益を認識しております。

2) バックオフィス SaaS 事業

バックオフィス SaaS 事業においては、主にバックオフィス支援を提供しております。バックオフィス支援については、クラウド型の経費精算システム、稟議承認システム、請求書発行システムの提供、経理コンサルティング・アウトソーシング受託及び様々なビジネスツールの提供に対し、月次利用料及び初期導入手数料を得ております。月次利用料については、サービスを利用させる履行義務は時の経過に基づき充足されると考え、契約期間にわたって収益を認識しております。

3) 国際送金事業

国際送金事業においては、主に韓国にて国際送金に関連するサービスを提供しております。国際送金については、韓国から海外への送金サービスによる手数料を得ており、送金の指示が完了した時点で履行義務が充足されるため、同時点で収益を認識しております。

(ii) 配当収益及び利息収益

配当収益は、支払を受ける株主の権利が確定した時点に認識しております。

利息収益は、実効金利法に基づいて認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

(i) 外貨建取引

各連結対象企業に含まれる計算書類はその企業の営業活動が行われる主たる経済環境の通貨（機能通貨）で表示されます。連結計算書類の作成のための各子会社の財政状態、経営成績は、当社の機能通貨であり、連結計算書類の表示通貨である日本円(JPY)で示されます。

子会社の計算書類の作成において、その企業の機能通貨以外の通貨で行われた取引は取引日の為替レートで記録されます。連結会計年度終了日の外貨建貨幣性項目は連結会計年度終了日の為替レートで再換算されます。外貨の機能通貨への換算に関連して発生する為替差損益はその期間の純損益として認識されます。

(ii) 在外営業活動体の計算書類

連結計算書類を作成するために当社グループに含まれている海外子会社の資産と負債は連結会計年度終了日の為替レートを使用して日本円(JPY)に換算されます。為替レートが連結会計年度にわたって異常に変動して取引日の為替レートを使用すべき状況でない限り、損益項目は連結会計年度の平均為替レートで換算し、換算によって発生した為替換算差額はその他の包括利益として認識し、資本（適切な場合は非支配持分の配分）に累積されます。又、海外事業を処分する場合に海外事業に関連する為替換算調整勘定はその他の包括利益から純損益に組替えています。

2. 収益認識に関する注記

① 収益の分解とセグメント収益の関連

「収益」の分解は、以下のとおりであります。なお、グループ会社間の内部取引控除後の金額で表示しております。

	当連結会計年度 (自 2024 年4月1日 至 2025 年3月 31 日)
	(千円)
決済サービス事業	
決済サービス	2,679,258
フィナンシャルソリューションサービス	317,393
その他	195,100
合計	3,191,751
バックオフィス SaaS 事業	
バックオフィス SaaS サービス	1,129,982
その他	85,754
合計	1,215,736
国際送金事業	
国際送金サービス	649,057
合計	649,057
連結収益合計	5,056,544

② 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(5)⑤収益の認識」に記載のとおりであります。

③ 顧客との契約から生じた負債

顧客との契約から生じた負債は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025 年3月 31 日) (千円)
前受金	127,663

当連結会計年度において期首現在の前受金残高のうち、146,560 千円を収益として認識しております。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

④ 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、履行義務の当初の予想期間が1年以内の契約、あるいは現在までに完了した顧客にとっての価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有しているものであるため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

3. 見積りの不確実性の要因となる主な事項

会計方針を適用する過程で経営者が行い、かつ連結計算書類で認識される金額に最も大きな影響を及ぼす重要な判断は以下のとおりです。

① 金融商品の評価

当社グループは特定の金融商品の公正価値を評価する際において市場で観測された情報ではない指標を利用する価値評価手法を適用します。経営者は選択された価値評価手法と使用した仮定は金融商品の公正価値を評価する際において適切であると判断しております。

連結計算書類に計上した金額は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2025 年3月 31 日) (千円)
その他の金融資産	69,658

② 償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産にかかる予想信用損失は、その信用リスクに応じてその回収可能性を見積っています。

信用リスクの見積りに際しては、債務不履行の可能性、発生損失額に関する過去の傾向、担保あるいは保証の設定状況、合理的に予想される将来の事象等を考慮しています。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価の減損損失の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しています。

連結計算書類に計上した金額は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2025 年3月 31 日) (千円)
売上債権及びその他の債権	442,477
買取債権	1,147,391
その他の金融資産	837,822

③ 無形資産の減損

無形資産の減損損失金額の決定にあたり、無形資産の属する資金生成単位の回収可能価額の見積りが必要です。

回収可能価額の見積りにあたり、使用価値を算出するために、経営者は資金生成単位により生じることが予想される将来キャッシュ・フロー及び現在価値の算定をするための適切な割引率を見積もっております。

連結計算書類に計上した金額は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2025年3月31日) (千円)
無形資産	5,541,362

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

売上債権及びその他の債権 31,060 千円

買取債権 717 千円

その他の金融資産 44,858 千円

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額

減価償却累計額 1,215,260 千円

(3) 権利が制限されている資産

工具器具及び備品 10,894 千円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 24, 052, 540 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となる予定のもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 財務リスク管理

当社グループの金融商品に関連する主要リスクは信用リスク、為替リスク、金利リスク及び流動性リスクであります。取締役会はこのようなリスクを管理する方針を検討した上で、承認しております。

当社グループは投機の目的でのデリバティブを含む金融商品契約は締結しておりません。

② 為替リスク管理

当社グループは外貨建取引を行っているため、為替レート変動のエクスポージャーに晒されております。当社グループは当該リスクを軽減するため、先物為替予約による為替の変動リスクの軽減を行うことがあります。また、可能な限り受取通貨と支払通貨を一致させる方針を通じて為替レート変動に対するエクスポージャーを管理しております。

③ 金利リスク管理

当社グループは主に変動利率で資金を借り入れており、金利リスクに晒されております。当社グループは金利リスクを管理するために固定利率借入金と変動利率借入金の適切なバランスを維持しております。

④ 信用リスク管理

当社グループの信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務不履行になり、財務上の損失を発生させるリスクであります。売上債権及びその他の債権にかかる金融資産については、決済サービス事業における加盟店や個人向けマネーサービス事業及び企業支援サービス事業における取引先が契約上の義務を履行せずに当社グループに財務的損失を及ぼすリスクを負っておりますが、決済サービス事業の決済代行サービスにおいては、当社グループは加盟店に対して債務を支払う前にクレジットカード会社から代金を受領していることから、信用リスクに対するエクスポージャーは限定的であり、過去の経験からも貸倒損失の金額は非常に少ない状況であります。

決済サービス事業、バックオフィス SaaS 事業及び国際送金事業における取引先においても、当社グループは、与信管理規定等に基づいて、取引先に対して与信管理を行っております。また、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高の管理を行うことで、財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。これらの信用管理実務から入手される取引先等の取引状況、財務状況や経済状況を勘案し、予想信用損失の認識や測定を行っております。

当社グループは、加盟店が多く、相互関連性がないため、信用リスクの集中度は限定的であることから、予想信用損失マトリックスの開示は行っておりません。

売上債権については、与信供与日から連結会計年度終了日までの信用状態や格付け等級などの変化を考慮し、単純化したアプローチにより、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。ただし、回収期日から 90 日以上経過した債権、及び債務者の財政状況の把握・検討により、支払能力に問題があるとされた滞留債権を、信用減損した売上債権としております。また、債務者による法的整理の完了時や、債務者の支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合等、債権の回収が合理的に見込めない場合においては、債権を直接償却しております。

金融資産については、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額が当社グループ

の信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。

これらの信用リスクのエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものではありません。

⑤ 流動性リスク管理

当社グループの流動性リスクは資金繰りに係るリスクのことです。当社グループは適切に、剰余金、銀行からの借入枠を維持し、キャッシュ・フローをモニタリングし、流動性リスクを管理しております。又、当社グループは加盟店に対して債務を支払う前にクレジットカード会社から代金を受領していること、当座借越の未使用枠を有していることから流動性リスクに対するエクスポージャーは限定的であります。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。

リース債務については公正価値の開示が要求されないため、下表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため公正価値が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	帳簿価額 (千円)	公正価値 (千円)	差額 (千円)
<u>金融資産</u>			
<u>償却原価で測定される金融資産</u>			
売上債権及びその他の債権	442,477	442,477	—
買取債権	1,148,108	1,147,675	△433
敷金	154,474	152,795	△1,679
短期貸付金	338,747	338,747	—
長期貸付金	256,907	256,040	△867
長期未収入金	9,905	9,725	△180
その他の金融資産	78,609	78,609	—
<u>金融負債</u>			
<u>償却原価で測定される金融負債</u>			
借入金	6,883,855	6,872,838	△11,017
社債	6,046,045	6,035,118	△10,927
仕入債務及びその他の債務	15,267,364	15,267,364	—
長期未払金	150,555	150,012	△543

買取債権の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローに債権割引率を加味した利率により割り引いた現在価値であります。

敷金の公正価値は、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値であります。

短期貸付金及び長期貸付金の公正価値は、一定の期間ごとに区分した貸付金ごとに、その

将来キャッシュ・フローに約定金利を加味した利率により割り引いた現在価値であります。

長期未収入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分した未収入金ごとに、その将来キャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値であります。

その他の金融資産の公正価値は、一定の期間ごとに区分した金融資産ごとに、その将来キャッシュ・フローに約定金利を加味した利率により割り引いた現在価値であります。

借入金、長期借入金及び社債の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値であります。

長期未払金の公正価値は、一定の期間ごとの区分した未払金ごとに、その将来キャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値であります。

その他の金融負債の公正価値は、一定の期間ごとに区分した金融負債ごとに、その将来キャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値であります。

(3) 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・ レベル1のインプットは、企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格をいいます。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なものをいいます。
- ・ レベル3のインプットは、資産又は負債に関する観察可能でないインプットをいいます。

① 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債

	金融商品の公正価値			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
FVTOCIの金融資産				
その他の金融資産				
株式	23,863	-	24,000	47,863
FVTPLの金融資産				
その他の金融資産				
出資金	-	-	21,795	21,795

② 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産及び金融負債

	公正価値			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
<u>金融資産</u>				
<u>償却原価で測定される金融資産</u>				
売上債権及びその他の債権	-	442,477	-	442,477
買取債権	-	1,147,675	-	1,147,675
敷金	-	152,795	-	152,795
短期貸付金	-	338,747	-	338,747
長期貸付金	-	256,040	-	256,040
長期未収入金	-	9,725	-	9,725
その他の金融資産	-	78,609	-	78,609
<u>金融負債</u>				
<u>償却原価で測定される金融負債</u>				
借入金	-	6,872,838	-	6,872,838
社債	-	6,035,118	-	6,035,118
仕入債務及びその他の債務	-	15,267,364	-	15,267,364
長期未払金	-	150,012	-	150,012
<u>リース債務</u>	-	261,744	-	261,744

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 1株当たり親会社所有者に帰属する持分 | 188 円 94 銭 |
| (2) 基本的 1株当たり当期利益（△は損失） | 0 円 94 銭 |

8. 後発事象

当社グループは、2025年3月10日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得しております。当連結会計年度後に取得した自己株式は、以下のとおりです。

自己株式の取得状況

取得対象株式の種類	当社韓国預託証券(以下、当社 KDR)
取得した当社 KDR の数	8,000 個
取得価額の総額	4,067,505 円 (3,941 万ウォン)
注文日(売買成立日)	2025 年3月 28 日
取得完了日	2025 年4月 1 日
取得方法	証券会社を通じた当社による市場内直接買付
証券会社	Korea Investment & Securities Co.,Ltd.

(ご参考)

(1) 2025 年3月 10 日開催の当社取締役会における決議内容

取得すべき当社 KDR	80,000 個(注1)
当社 KDR と引換えに交付する金銭総額	3 億 9,400 万ウォン(4,925 ウォン×80,000 個) (注2)(注3)
取得期間	2025 年3月 11 日から同年6月 10 日
取得方法	証券会社を通じた当社による市場内直接買付
証券会社	Korea Investment & Securities Co.,Ltd.

(注1) 親会社である SBI ホールディングス株式会社等の株券等所有割合が 90%以上となるために、当社が取得する必要がある KDR 数は 72,722 個である。

(注2) 上記「当社 KDR と引き換えに交付する金銭総額」は、前日の終値(2025.03.07 終値: 4,925 ウォン)に取得予定株式数(80,000 株)を乗じた金額であり、今後の株価変動により実際の取得株式の数量と金額は変動する場合がある。

(注3) 当社 KDR1 個あたりの取得価額は、5,000 ウォンを上回らないものとする。

(2) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計(2025 年5月 28 日現在)

取得した当社 KDR の総数	80,000 個
当社 KDR の取得価額の総額	40,634,853 円 (3 億 9,516 万ウォン)

(3) 2025 年5月 28 日時点の当社株主構成

株主名	普通株式数(株)	持分比率 (注 2)
SBI ホールディングス株式会社	17,853,131	77.75%
SBIFS 合同会社	2,819,149	12.28%
その他(注 1)	3,380,260	9.97%
合計	24,052,540	100.00%

(注1) その他には2025年5月28日時点までに取得した自己株式1,090,618株が含まれております。

(注2) 持分比率は発行済株式総数24,052,540株から自己株式1,090,618株を除いて算出しております。

(4) 韓国取引所 KOSDAQ 市場(以下、KOSDAQ)に上場している当社 KDR の上場廃止手続きについて

SBIホールディングス株式会社(以下、SBIHD)の完全子会社であり、SBIHD並びに、SBIHDの子会社及び持分法適用会社から構成される企業グループ(SBIグループ)の金融サービス事業を集約、管理するための持株会社であるSBIフィナンシャルサービシーズ株式会社がその持分の全てを所有しているSBIFS合同会社(以下、SBIHDとSBIFS合同会社を総称して「SBIHD等」という。)による当社をSBIHDの完全子会社とすることを目的とした取引の一環として行われた、当社KDRを対象とする公開買い付けの結果、SBIHD等は当社KDRを20,672,280個(自己株式を除く株券等所有割合90.03%)取得するに至ったことにより、KOSDAQ上場規則に従い関連当局との協議のうえ、所定の手続きを経て、当社KDRの上場廃止手続きを進める予定です。関連当局により上場廃止手続きが承認された場合には、当社KDRは所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は当社KDRをKOSDAQにおいて取引することができません。SBIHD等において、本公開買付け後の当社KDRの追加取得の具体的な時期や方法については、2025年5月28日現在において決定している事項はありません。

なお、関連当局により上場廃止の申請が承認されなかったとしても、KOSDAQの上場維持基準によりますと、KOSDAQにおける流通株式比率が10%未満となった銘柄は、韓国取引所(以下、KRX)によって管理銘柄に指定され、管理銘柄に指定された日から1年以内に流通株式比率が改善しない場合には、当該銘柄は形式的上場となるとされておりますので、特段の事情がない限り、1年以内に当社KDRの流通KDR比率は10%以上に改善しないことが予想されるため、当社KDRは形式的上場廃止となる見込みです。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 28 日

SBI FinTech Solutions 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬 淵 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、SBI FinTech Solutions 株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、SBI FinTech Solutions 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第14期

計 算 書 類

自	2024年4月1日
至	2025年3月31日

SBI FinTech Solutions株式会社

貸借対照表

(2025 年 3 月 31 日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,728,933	流動負債	10,244,812
現金及び預金	7,378,066	短期借入金	2,700,000
売掛金	149,864	1 年内返済予定の長期借入金	3,316,996
買取債権	1,119,392	1 年内償還予定の社債	3,550,000
前払費用	117,466	未払金	340,738
立替金	9,365	未払費用	20,797
短期貸付金	339,567	未払法人税等	254,638
関係会社短期貸付金	550,000	未払消費税等	45,401
その他	69,175	預り金	2,787
貸倒引当金	△3,965	その他	13,452
固定資産	8,122,496	固定負債	3,510,472
有形固定資産	233,519	長期借入金	888,103
建物	61,242	社債	2,550,000
工具器具備品	172,276	長期未払金	4,086
無形固定資産	4,485,150	資産除去債務	68,282
ソフトウェア	1,991,540	負債合計	13,755,284
ソフトウェア仮勘定	2,491,307	(純資産の部)	
電話加入権	2,303	株主資本	4,145,095
投資その他の資産	3,403,826	資本金	1,454,100
買取債権	43,990	資本剰余金	1,798,516
投資有価証券	24,560	資本準備金	1,404,100
関係会社株式	2,388,502	その他資本剰余金	394,416
敷金	138,344	利益剰余金	1,252,120
長期貸付金	766,743	その他利益剰余金	1,252,120
長期滞留債権	95,346	繰越利益剰余金	1,252,120
破産更生債権	451,385	自己株式	△359,642
繰延税金資産	554,556	評価・換算差額等	5,005
貸倒引当金	△1,059,603	その他有価証券評価差額金	5,005
繰延資産	53,954	純資産合計	4,150,100
社債発行費	53,954		
資産合計	17,905,385	負債・純資産合計	17,905,385

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
業務受託収入	2, 170, 793	
営業収益	331, 831	2, 502, 624
売上原価		1, 106, 514
売上総利益		1, 396, 110
販売費及び一般管理費		2, 084, 504
営業損失 (△)		△688, 393
営業外収益		
受取利息	14, 813	
関係会社受取配当金	9, 640	
その他	2, 612	27, 065
営業外費用		
支払利息	117, 498	
銀行融資手数料	37, 143	
投資事業組合運用損	1, 877	
為替差損	1, 966	
自己株式取得費用	178	
その他	592	159, 257
経常損失 (△)		△820, 585
特別利益		
関係会社株式売却益	1, 301, 400	1, 301, 400
特別損失		
減損損失	221, 721	
固定資産除却損	900	222, 621
税引前当期純利益		258, 192
法人税、住民税及び事業税	238, 141	
法人税等調整額	△138, 912	99, 229
当期純利益		158, 964

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金		
					繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	1,454,100	1,404,100	394,416	1,798,516	1,093,156	1,093,156	△323,199	4,022,574
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	158,964	158,964	—	158,964
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△36,443	△36,443
株主資本以外の項目 の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	158,964	158,964	△36,443	122,521
当期末残高	1,454,100	1,404,100	394,416	1,798,516	1,252,120	1,252,120	△359,642	4,145,095

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,012	3,012	4,025,586
当期変動額			
当期純利益	—	—	158,964
自己株式の取得	—	—	△36,443
株主資本以外の項目の当期変動額	1,993	1,993	1,993
当期変動額合計	1,993	1,993	124,514
当期末残高	5,005	5,005	4,150,100

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

2) その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法により評価しております。

但し、有限責任組合への出資金については、有限責任組合の財産の持分相当額により評価しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15 年

工具器具備品 5～20 年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5～7 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、買取債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 役務の提供

当社は、利息収益等を除く顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を計上しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、当社グループの管理並びに決済サービス事業に関する業務受託を行っており、これらの収益については、子会社との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っており、サービスの提供期間にわたり子会社にサービスを提供することで履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

② 利息収益

利息収益は、実効金利法に基づいて認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債償還期間（2～7年間）にわたり利息法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の益用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 金銭債権の評価

計算書類に計上した金額は以下のとおりです。

	当事業年度（千円）
売掛金	149,864
買取債権	1,163,382
立替金	9,365
短期貸付金	339,567
関係会社短期貸付金	550,000
その他	69,175
敷金	138,344
長期貸付金	766,743
長期滞留債権	95,346
破産更生債権	451,385
貸倒引当金	△1,063,568

(2) 固定資産の減損損失

計算書類に計上した金額は以下のとおりです。

	当事業年度（千円）
有形固定資産	233,519
無形固定資産	4,485,150
減損損失	221,721

(3) 会計上の見積りの内容について利用者の理解に資するその他の情報

「連結計算書類 連結注記表 見積りの不確実性の要因となる主な事項」に実質的に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 844,105 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 177,036 千円

短期金銭債務 27,504 千円

関係会社短期貸付金は貸借対照表上の項目別に区分表示しているため、上記には含めておりません。

(3) 権利が制限されている資産

工具器具備品 6,241 千円

(4) 金融機関との当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は一時的に資金が不足する場合、金融機関から下記の調達手段で資金を調達しております。

当座借越及びコミットメントライン契約	当事業年度（千円）
使用	2,700,000
未使用額	10,300,000
合計	13,000,000

(5) 債務保証

当社は、以下の関係会社の金融機関からの支払保証契約に対して債務保証を行っております。

	当事業年度（千ウォン）	当事業年度（千円）
SBI Cosmoney Co., Ltd.	33,800,000	3,437,460

外貨建債務保証は決算時の為替相場により円換算しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,170,793 千円

業務委託費 188,605 千円

営業外取引による取引高

受取利息 11,451 千円

配当金 9,640 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
自 己 株 式	1,010,618	72,000	-	1,082,618
合 計	1,010,618	72,000	-	1,082,618

（注1）自己株式の株式数の増加 72,000 株は、取締役会決議に基づく証券会社を通じた当社による韓国取引所（KOSDAQ 市場）内での直接買付によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業所税	780
ソフトウェア仮勘定	240,417
繰延消費税	11,552
貸倒引当金	335,236
資産除去債務	21,522
子会社株式	272,915
未払事業税	14,456
その他	298
繰延税金資産小計	897,176
評価性引当額	△335,928
繰延税金資産合計	561,248
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	4,483
その他有価証券評価差額金	2,209
繰延税金負債合計	6,692
繰延税金資産の純額	554,556

(注1)「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、従来の30.62%から31.52%に変更しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)への影響は軽微です。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 AXES Payment	所有 直接 100%	役員の兼任 役務の提供 債務被保証	業務受託収入 (注1) 当社銀行借入 に対する被保証 (注2)	543,924 705,099	—	—
子会社	株式会社ゼウス	所有 直接 100%	役員の兼任 役務の提供 債務被保証	業務受託収入 (注1) 当社銀行借入 に対する被保証 (注2)	1,597,095 305,099	売掛金	146,400
子会社	SBI ビジネス・ソ リューションズ 株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 役務の提供 資金の援助	資金の貸付 (注3)	550,000	関係会社 短期貸付 金	550,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が子会社に対し経営に関する助言・決済代行業に関連する情報管理サービスなどの業務の受託、グループ運営による収入であります。取引条件は每期協議の上、合理的に決定しております。

(注2) 当社は、銀行借入に対して株式会社 AXES Payment・株式会社ゼウスより連帯保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末において各社が保証する限度額を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

(注3) 当社が子会社に対し決済サービス・バックオフィス支援サービス事業の新サービス、資金管理プラットフォーム構築等による先行投資のための資金の貸付であります。取引条件は貸付実行の都度、合理的に決定しております。

兄弟会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	SBI 生命保険株 式会社	所有なし	当 社 の 親 会 社の子会社	社債の発行 (注 4)	1,500,000	社債	1,500,000
親会社 の子会 社	SBI 損害保険株 式会社	所有なし	当 社 の 親 会 社の子会社	社債の発行 (注 5)	500,000	社債	500,000

(注 4) 社債の発行は、SBI 生命保険株式会社に対してのものであり、取引条件は社債発行の都度、合理的に決定しております。

(注 5) 社債の発行は、SBI 損害保険株式会社に対してのものであり、取引条件は社債発行の都度、合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	180 円 68 銭
1株当たり当期純利益	6 円 90 銭

11. 後発事象

当社は、2025 年 3 月 10 日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得しております。当事業年度後に取得した自己株式は、以下のとおりです。

自己株式の取得状況

取得対象株式の種類	当社韓国預託証券（以下、当社 KDR）
取得した当社 KDR の数	8,000 個
取得価額の総額	4,053,696 円 (3,928 万ウォン)
注文日 (売買成立日)	2025 年 3 月 28 日
取得完了日	2025 年 4 月 1 日
取得方法	証券会社を通じた当社による市場内直接買付
証券会社	Korea Investment & Securities Co., Ltd.

（ご参考）

（1）2025 年 3 月 10 日開催の当社取締役会における決議内容

取得すべき当社 KDR	80,000 個 (注 1)
当社 KDR と引換えに交付する金銭総額	3 億 9,400 万ウォン (4,925 ウォン×80,000 個) (注 2) (注 3)
取得期間	2025 年 3 月 11 日から同年 6 月 10 日
取得方法	証券会社を通じた当社による市場内直接買付
証券会社	Korea Investment & Securities Co., Ltd.

（注 1）親会社である SBI ホールディングス株式会社等の株券等所有割合が 90%以上となるために、当社が取得する必要がある KDR 数は 72,722 個である。

（注 2）上記「当社 KDR と引き換えに交付する金銭総額」は、前日の終値 (2025. 03. 07 終値: 4,925 ウォン) に取得予定株式数 (80,000 株) を乗じた金額であり、今後の株価変動により実際の取得株式の数量と金額は変動する場合がある。

（注 3）当社 KDR1 個あたりの取得価額は、5,000 ウォンを上回らないものとする。

（2）上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計 (2025 年 5 月 28 日現在)

取得した当社 KDR の総数	80,000 個
当社 KDR の取得価額の総数	40,496,903 円 (3 億 9,382 万ウォン)

（3）2025 年 5 月 28 日時点の当社株主構成

株主名	普通株式数 (株)	持分比率 (注 2)
SBI ホールディングス株式会社	17,853,131	77.75%
SBIFS 合同会社	2,819,149	12.28%
その他 (注 1)	3,380,260	9.97%
合計	24,052,540	100.00%

（注 1）その他には 2025 年 5 月 28 日時点までに取得した自己株式 1,090,618 株が含まれております。

（注 2）持分比率は発行済株式総数 24,052,540 株から自己株式 1,090,618 株を除いて算出しております。

(4) 韓国取引所 KOSDAQ 市場(以下、KOSDAQ)に上場している当社 KDR の上場廃止手続きについて SBI ホールディングス株式会社(以下、SBIHD)の完全子会社であり、SBIHD 並びに、SBIHD の子会社及び持分法適用会社から構成される企業グループ(SBIグループ)の金融サービス事業を集約、管理するための持株会社であるSBIフィナンシャルサービスーズ株式会社がその持分の全てを所有しているSBIFS合同会社(以下、SBIHD と SBIFS 合同会社を総称して「SBIHD 等」という。)による当社を SBIHD の完全子会社とすることを目的とした取引の一環として行われた、当社KDRを対象とする公開買い付けの結果、SBIHD 等は当社 KDR を 20,672,280 個(自己株式を除く株券等所有割合 90.03%)取得するに至ったことにより、KOSDAQ 上場規則に従い関連当局との協議のうえ、所定の手続きを経て、当社 KDR の上場廃止手続きを進める予定です。関連当局により上場廃止手続きが承認された場合には、当社 KDR は所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は当社 KDR を KOSDAQ において取引することができません。SBIHD 等において、本公開買付け後の当社 KDR の追加取得の具体的な時期や方法については、2025 年5月 28 日現在において決定している事項はありません。

なお、関連当局により上場廃止の申請が承認されなかったとしても、KOSDAQ の上場維持基準によりますと、KOSDAQ における流通株式比率が 10%未満となった銘柄は、韓国取引所によって管理銘柄に指定され、管理銘柄に指定された日から1年以内に流通株式比率が改善しない場合には、当該銘柄は形式的上場となるとされておりますので、特段の事情がない限り、1年以内に当社 KDR の流通 KDR 比率は 10%以上に改善しないことが予想されるため、当社 KDR は形式的上場廃止となる見込みです。

【附属明細書】

【固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細】

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	期末取得 原価
有形 固定 資産	建物	71,981	—	—	10,738	61,242	306,973	368,216
	工具器具備品	161,255	90,295	36,498 (36,498)	42,775	172,276	537,131	709,408
	計	233,237	90,295	36,498 (36,498)	53,514	233,519	844,105	1,077,624
無形 固定 資産	ソフトウェア	1,311,135	1,175,485	8,833 (8,833)	486,246	1,991,540		
	ソフトウェア 仮勘定	3,141,342	702,739	1,352,774 (176,389)	—	2,491,307		
	電話加入権	2,303	—	—	—	2,303		
	計	4,454,781	1,878,224	1,361,608 (185,222)	486,246	4,485,150		

(注1)「減価償却累計額」には減損損失累計額が含まれております。

(注2)「当期減少額」の()はうち数で、当期の減損損失計上額であります。

(注3)「当期増加額」の主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	決済システムのサーバーの取得	90,295 千円
ソフトウェア	請求書発行システムの追加開発	356,246 千円
	決済システムの追加開発	348,640 千円
	会計システムの開発	234,055 千円
	債権買取システムの追加開発	108,843 千円
	債権管理システムの追加開発	60,231 千円
	精算システムの追加開発	56,005 千円
	後払いサービスの開発	11,466 千円
ソフトウェア仮勘定	決済システムの開発	205,873 千円
	決済サービス事業の新規事業に係るソフトウェアの開発	39,697 千円
	請求書発行システムの追加開発	24,511 千円
	新決済システムの追加開発	11,389 千円
	債権管理システムの追加開発	1,638 千円

(注4)「当期減少額」の主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	減損損失計上額	36,498 千円
ソフトウェア	減損損失計上額	8,833 千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	1,175,485 千円
	減損損失計上額	176,389 千円
	固定資産除却損	900 千円

【引当金の明細】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	695, 162	1, 063, 568	695, 162	1, 063, 568

【販売費及び一般管理費の明細】

(単位：千円)

科目	金額	摘要
業務委託費	227, 207	
代理店報酬	25	
広告宣伝費	45, 584	
交際費	275	
支払手数料	292, 764	
役員賞与	2, 971	
役員報酬	72, 931	
給料手当	444, 304	
賞与	9, 500	
法定福利費	72, 590	
厚生費	4, 620	
退職給付費用	18, 069	
通勤費	9, 520	
派遣料	24, 502	
会議費	439	
旅費交通費	2, 989	
通信費	4, 187	
消耗品費	3, 562	
事務用品費	607	
修繕費	40, 200	
水道光熱費	15, 678	
新聞図書費	877	
諸会費	3, 108	
支払保険料	8, 531	
減価償却費	68, 666	
地代家賃	95, 128	
リース料	2, 609	
租税公課	70, 360	
貸倒引当金繰入	368, 405	
貸倒損失	23, 203	
雑費	104	
関係会社費	150, 989	
計	2, 084, 504	

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

SBI FinTech Solutions 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬 淵 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBI FinTech Solutions 株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 5 月 29 日

SBI FinTech Solutions 株式会社 監査役会

常勤監査役 諸 藤 宏 樹 (印)

社外監査役 林 理恵子 (印)

社外監査役 堀 暢 夫 (印)

社外監査役 有 馬 義 憲 (印)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の 株式数
1	金子 雄一 Kaneko Yuichi (1970 年 12 月 20 日生) (再任)	1994 年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社 SBI 新生銀行）入行	—
		2000 年 4 月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現 SBI インベストメント株式会社）入社	
		2013 年 6 月 当社取締役	
		2015 年 4 月 SBI インベストメント株式会社取締役執行役員	
		2016 年 12 月 Aviation Ventures 株式会社代表取締役	
		2017 年 2 月 SBI FinTech Incubation 株式会社取締役	
		2017 年 3 月 SBI 地方創生支援株式会社監査役	
		2017 年 4 月 SBI インベストメント株式会社取締役執行役員常務	
		2017 年 4 月 SBI リーシングサービス株式会社取締役	
		2017 年 9 月 SBI-HIKARI P.E 株式会社代表取締役	
		2019 年 1 月 SBI キャピタル株式会社代表取締役	
		2019 年 6 月 SBI インベストメント株式会社取締役執行役員専務	
		2020 年 4 月 当社代表取締役社長（現任）	
		2020 年 6 月 株式会社ゼウス代表取締役（現任）	
	取締役候補者とした理由 金融業界に精通し、幅広い業界において取締役等を務めた豊富な経験に加え、当社の事業内容・経営実態に関する深い知識を有しており、代表取締役社長として当社及び当社グループの業績向上を牽引しております。今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		
2	知念 哲也 Chinen Tetsuya (1974 年 4 月 17 日生) (再任)	2002 年 11 月 株式会社ゼロ（現株式会社 AXES Payment）入社	—
		2005 年 11 月 株式会社ゼロ 法務部長	
		2011 年 4 月 当社取締役執行役員（最高法務責任者）	
		2013 年 6 月 株式会社ゼウス取締役	
		2014 年 6 月 当社取締役（現任）	
		2017 年 6 月 SBI レミット株式会社取締役	
		2020 年 6 月 株式会社 AXES Payment 代表取締役（現任）	
		2020 年 6 月 AXES USA Inc.取締役（現任）	
		2020 年 7 月 AXES Netherlands B.V.取締役（現任）	
		2024 年 8 月 AXES SOLUTIONS PTE. LTD.取締役（現任）	
	取締役候補者とした理由 当社において、長年にわたり法務・総務人事等の管理業務に責任ある立場で携わり、当社の事業活動に関して豊富な経験と幅広い見識を有していることから、現場に精通した経験と見識を活かし、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の 株式の数
3	阿部 純一郎 Abe Junichiro (1966 年 9 月 29 日生) (再任)	1993 年 10 月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所	—
		2012 年 4 月 当社経営企画室長	
		2014 年 6 月 当社取締役 (現任)	
		2014 年 7 月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社監査役	
		2015 年 6 月 AXES SOLUTIONS PTE. LTD.取締役 (現任)	
		2015 年 6 月 AXES USA Inc.取締役 (現任)	
		2015 年 6 月 AXES Netherland B.V.取締役 (現任)	
		2015 年 6 月 AXES Hong Kong LIMITED 取締役 (現任)	
		2017 年 5 月 株式会社ゼウス取締役 (現任)	
		2017 年 6 月 SBI レミット株式会社監査役	
		2017 年 6 月 SBI ソーシャルレンディング株式会社監査役	
		2017 年 8 月 SBI Cosmoney Co., Ltd.監査役 (現任)	
		2018 年 11 月 SBI City Express Global 株式会社監査役	
		2023 年 9 月 SBI ビジネス・ソリューションズ株式会社監査役 (現任)	
	取締役候補者とした理由 複数の業界・企業での勤務経験にて培われた財務・会計に関する専門的な知識に加え、当社に入社以来、経営企画・財務部門の業務に責任ある立場で携わり、当社の事業活動に関して豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		
4	崔 世泳 Choi Seyoung (1979 年 7 月 29 日生) (再任)	2005 年 12 月 現代証券株式会社 (現 KB 証券株式会社) 入社	—
		2010 年 8 月 ハナ大投証券株式会社 (現ハナ証券株式会社) 入社	
		2012 年 9 月 SBI モーゲージ株式会社 (現 SBI アルヒ株式会社) 海外事業部部長	
		2014 年 10 月 当社 IR 室長	
		2015 年 6 月 SBI AXES Korea Co., Ltd. (現 SBI FinTech Solutions Korea Co., Ltd.) 代表取締役 (現任)	
		2015 年 6 月 当社取締役 (現任)	
		2017 年 8 月 SBI Cosmoney Co., Ltd.取締役 (現任)	
	2021 年 3 月 米国公認会計士 (ワシントン州) 登録		
	取締役候補者とした理由 金融証券業界に精通し、豊富な IR 実務経験と高度な能力・見識等を有することから、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努め、経営の重要事項について適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、引き続き取締役候補者としたものであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の 株式の数
5	堤 広太 Tsutsumi Kota (1977 年 6 月 5 日生)	2006 年 12 月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所	—
		2010 年 7 月 公認会計士登録	
		2010 年 11 月 堤広太公認会計士事務所開設（現任）	
		2011 年 10 月 当社常勤（社外）監査役	
		2017 年 6 月 当社社外監査役	
		2021 年 6 月 当社社外取締役（現任）	
	(再任)		
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等 公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外取締役として 当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者 としたものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありません が、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			
6	坂本 朋博 Sakamoto Tomohiro (1962 年 12 月 17 日生)	1987 年 4 月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱 UFJ 銀行）入行	—
		1996 年 10 月 KPMG センチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所	
		2000 年 4 月 公認会計士登録	
		2007 年 9 月 弁護士登録 三井法律事務所入所	
		2012 年 5 月 坂朋法律事務所開設（現任）	
		2013 年 5 月 当社一時監査役	
		2013 年 6 月 当社社外監査役	
		2014 年 12 月 株式会社夢真ホールディングス社外取締役	
		2021 年 4 月 株式会社夢真ビーネックスグループ（現株式会社オープンアップグル ープ）社外取締役	
	(再任)	2021 年 6 月 当社社外取締役（現任）	
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等 弁護士及び公認会計士としての専門知識を備えながら、他社の社外取締役として企業経営にも関与されており、法務・財務・ 会計に関する十分な知見を有していることから当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たし ていただけることを期待し、社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は社外取締役又は一時監査役若しくは社外 監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切 に遂行できると判断いたしました。			

(注)

- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 堤広太氏及び坂本朋博氏は、社外取締役候補者であります。
- 堤広太氏は 2021 年 6 月 18 日からの 4 年間、当社の社外取締役でありましたが、当社の社外取締役に就任する前は当社の社外監査役であり、同氏の社外監査役としての在任期間は約 9 年 8 ヶ月となります。
- 坂本朋博氏は 2021 年 6 月 18 日からの 4 年間、当社の社外取締役でありましたが、当社の社外取締役に就任する前は当社の一時監査役及び社外監査役であり、同氏の一時監査役としての在任期間は約 1 か月、社外監査役としての在任期間は 8 年となります。
- 当社は、堤広太氏及び坂本朋博氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
 - 社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は社外取締役が行為をした日以前の 1 年間の報酬額に 3 を乗じた金額又は会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 当社は、保険会社との間で会社法第 430 条の 3 第 1 項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し、株主代表訴訟、第三者責任訴訟等、当社の業務につき行った行為により生じた損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。ま

た、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 社外監査役2名選任の件

監査役4名のうち、堀暢夫および有馬義憲の2名の監査役が本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式の数
1	堀 暢夫 Hori Nobuo (1979年2月2日生) (再任)	2001年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入所	—
		2003年1月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） 入所	
		2005年7月 公認会計士登録	
		2011年1月 堀暢夫公認会計士事務所開設（現任）	
		2011年6月 税理士登録	
		2020年7月 株式会社プロウス・アドバイザーサービス 代表取締役（現任）	
		2021年5月 清明監査法人 社員	
		2021年6月 当社社外監査役（現任）	
社外監査役候補者とした理由 税理士及び公認会計士としての専門知識を備え、財務・会計に関する十分な知見を有していることから当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしうると考え、社外監査役候補者としたものであります。			
2	有馬 義憲 Arima Yoshinori (1977年7月20日生) (再任)	2003年10月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） 入所	—
		2008年11月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング 入社	
		2010年3月 公認会計士登録	
		2019年4月 有馬公認会計士事務所 代表（現任）	
		2019年4月 株式会社 Adxilia Consulting 代表取締役（現任）	
		2023年9月 当社社外監査役（現任）	
社外監査役候補者とした理由 税理士及び公認会計士としての専門知識を備え、財務・会計に関する十分な知見を有していることから当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしうると考え、社外監査役候補者としたものであります。			

(注)

- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 堀暢夫氏及び有馬義憲氏は、社外監査役候補者であります。なお、堀暢夫氏は2021年6月18日からの4年間、当社の社外監査役であり、有馬義憲氏は2023年9月7日からの1年9カ月間、当社の社外監査役でありました。
- 当社は、堀暢夫氏及び有馬義憲氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
 - 社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は社外監査役が行為をした日以前の1年間の報酬額に3を乗じた金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し、株主代表訴訟、第三者責任訴訟等、当社の業務につき行った行為により生じた損害を当該保険契

約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 各候補者は、現在、親会社等ではなく、現在および過去 10 年間に親会社等の業務執行者ではあったことはありません。

第 3 号議案 支配株主の売渡請求権の承認の件

当社は、SBI ホールディングス株式会社（以下「SBIHD」といいます。）より、SBIHD は、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を基礎資産として韓国預託院により発行され、韓国取引所 KOSDAQ 市場（以下「KOSDAQ」といいます。）に上場している韓国預託証券（以下「当社 KDR」といい、「当社普通株式」及び「当社 KDR」を総称して「当社株券等」といいます。）の当社普通株式への転換手続の完了後、日本会社法第 179 条第 1 項に定める当社の特別支配株主として、当社の全ての株主（但し、SBIHD の特別支配株主完全子会社である SBIFS 合同会社を除きます。）に対し、その保有する当社普通株式の全部を SBIHD に売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）することを予定しており、当社は、本株式売渡請求が当社の株主総会で承認された場合は、日本会社法第 179 条の 3 第 1 項に基づき、当社に対して本株式売渡請求の通知を行う旨の通知（以下「本株式売渡請求予告通知」といいます。）を受領いたしました。よって、当社は、本株式売渡請求の承認をお願い申し上げます。

1. 経緯及び本株式売渡請求を本株主総会に付議する理由

2024 年 11 月 15 日付で当社が公表した「모회사인 SBI 홀딩스 주식회사의 자회사인 SBIFS 합동회사에 의한 한국 내 당사 KDR에 대한 공개매수와 일본 내 당사 보통주식 및 당사 KDR에 대한 공개매수에 관한 찬성의 의견표명 및 응모 권장의 안내」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、SBIHD の完全子会社であり、SBIHD 並びに、SBIHD の子会社及び持分法適用会社から構成される企業グループの金融サービス事業を集約、管理するための持株会社である SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社がその持分の全てを所有している SBIFS 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の完全子会社化を目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、日本における当社普通株式及び当社 KDR に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）並びに韓国における当社 KDR に対する公開買付け（以下「韓国公開買付け」といい、「本公開買付け」及び「韓国公開買付け」を総称して「日韓公開買付け」といいます。）を実施することを 2024 年 11 月 14 日に決定しました。

そして、2025 年 1 月 15 日付で当社が公表した「공개매수결과보고서」にてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、2024 年 11 月 15 日から 2025 年 1 月 7 日までの期間に日韓公開買付けを行い、その結果、日韓公開買付けの決済日である 2025 年 1 月 15 日をもって、SBIHD 及び公開買付者（以下、総称して「SBIHD 等」といいます。）は、当社 KDR20,672,280 株（株券等所有割合約 89.72% 相当）を所有することになりました。

更に、当社は、SBIHD 等の所有する当社 KDR が株券等所有割合約 90%に相当する数以上とならず、また、SBIHD より、2025 年 2 月 13 日付で、SBIHD 等の株券等所有割合が 90%以上となるまで、当社が KOSDAQ 市場内において当社 KDR を取得することに関する提案を受領したことから、2025 年 3 月 31 日付で当社が公表した「자기주식취득결과보고서」にてお知らせいたしましたとおり、2025 年 3 月 17 日から 2025 年 3 月 28 日までの期間に KOSDAQ 市場内で当社 KDR80,000 個を取得いたしました（以下「本自己 KDR 取得」といいます。）。

以上の結果、SBIHD 等は、当社 KDR を 20,672,280 個（株券等所有割合約 90.03%相当）を所有することになりました。

そして、当社は、SBIHD より、2025 年 5 月 13 日付で、本株式売渡請求予告通知を受領いたしました。

当社が韓国預託決済院（以下「KSD」といいます。）と本取引の実行に必要な手続について協議を行った結果、日本会社法上、株式売渡請求の承認機関は取締役会であり（日本会社法第 197 条の 3 第 3 項）、株主総会の承認を受ける必要はないとされているものの、韓国商法においては、株式売渡請求の承認機関は株主総会とされているため（韓国商法 360 条の 24 第 3 項）、本株式売渡請求についても、それを承認する旨の当社の株主総会決議を経ることが望ましいとの意見が提示されました。

以上の経緯及び理由より、当社は、本株式売渡請求の承認議案を本株主総会に付議することといたします。

2. 本株式売渡請求の概要

本株式売渡請求予告通知によれば、本株式売渡請求の概要は、以下のとおりです。

① 特別支配株主の名称及び住所、株式の保有状況

名称：SBI ホールディングス株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

株式の保有状況：20,672,280 株（発行済株式総数の 90.03%）に相当する当社 KDR を保有している。

② 本株主売渡請求の目的

当社の上場に伴う各種コストの削減及び経営の効率性を向上させるため

③ 特別支配株主完全子会社に対して本株式売渡請求をしないこととする旨及び当該特別支配株主完全子会社の名称

SBIHD は、SBIHD の特別支配株主完全子会社である公開買付者に対して本株式売渡請求をいたしません。

④ 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項

SBIHD は、当社の株主（但し、SBIHD 等及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する当社普通株式 1 株当たり金 5,000 ウォン（当社 KDR 1 個当たり金 5,000 ウォン）の金銭を交付いたします。

なお、当社が起用した、当社及び SBIHD から独立した専門家算定機関による算定結果を、当社特別委員会において慎重に検討し、SBIHD らと慎重に協議をした結果として、当社に対する公開買付けの公開買付価格を当社株式 1 株当たり 5,000 ウォン（当社 KDR 1 個あたり 5,000 ウォン）としており、当該金額は当社起用の算定機関による算定の範囲内になっている。

そして、本株式売渡請求による売買価格は、公開買付価格と同額に設定されている。

⑤ 売買価額の支払保証

SBIHD の 24 年 3 月期単体財務諸表の現金及び現金同等物は、160,101 百万円であり、24 年 3 月末基準でウォン換算すると 1,424,066,374,800 ウォンであります。これは本件株式売渡請求権の行使により SBIHD が支払う売買代金として最大の 11,448,210,000 ウォン（1 株当たり売買価額 5,000 ウォン×2,289,642 株）を大きく上回っており、SBIHD の株式売渡請求権の行使にあたっては、この現金等の自己資金から売買代金の支払いをする予定です。

⑥ 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

⑦ SBIHD が本売渡株式を取得する日

2025 年 7 月から同年 9 月までの間の期間で定める予定です。

⑧ 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法

SBIHD は、自己資金をもって本売渡対価を支払う予定です。

3. 当社が本株式売渡請求を承認する予定である理由

当社取締役会は、SBIHD から、本株式売渡請求について、日本の会社法第 179 条の 3 第 1 項に基づき通知を受けたとき、これを承認することを予定しております。その理由は以下のとおりです。

- ① 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、日韓公開買付けに対して賛同し応募を推奨する意見表明を行った時点で、本取引が当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情がない。
- ② 本株式売渡請求予告通知によると、SBIHD は、本売渡株主に対し、本株式売渡対価として、当社普通株式 1 株当たり金 5,000 ウォン（当社 KDR 1 個当たり金 5,000 ウォン）を割当交付することを予定しており、本売渡株式 1 株につき金 5,000 ウォン（当社 KDR 1 個当たり金 5,000 ウォン）という本株式売渡対価は、日韓公開買付けにおける当社普通株式 1 株及び当社 KDR1 個当たりの買付け価格と同一の価格であり、また、当社が 2024 年 11 月 15 日付で公表した本意見表明プレスリリースの「3. 공개매수에 관한 의견의 내용」の「(6) 매수 등의 가격 공정성을 담보하기 위한 조치 및 이익상반을 회피하기 위한 조치 등, 본 공개매수의 공정성을 담보하기 위한 조치」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって相当な価格であり、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認めることができる。
- ③ 本株式売渡請求予告通知によると、SBIHD は本株式売渡対価を、自己資金により支払うことを予定しており、本株式売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識されていないこと等から、SBIHD による本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は十分であり、本株式売渡対価の交付の可能性が高いと考えられること
- ④ 本株式売渡請求予告通知に記載された、本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点はなく、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること
- ⑤ 日韓公開買付けの開始以降、当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと
- ⑥ 日韓公開買付けの開始に当たり設置された特別委員会が、本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していること

第 4 号議案 上場廃止申請の件

上記「第 3 号議案 支配株主の売渡請求権の承認の件」の「1. 経緯及び株式売渡請求を株主総会に付議する理由」に記載のとおり、SBIHD は、本株式売渡請求を行うことを予定しているところ、当社の株主総会及び取締役会によって、本株式売渡請求が承認された場合には、売渡株主の個別の承諾を要することなく、特別支配株主である SBIHD は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社普通株式の全部を取得します。

つきましては、当社の取締役会が本株式売渡請求を承認することを条件として、当社 KDR の上場廃止を KRX に対して申請することを提案するものであります。

以上